

# 人権啓発活動を行いました

5月13日、14日、29日、市内3つの保育所で「人権の花運動」が行われました。

人権の花運動は、昭和57年度から法務省の地方委託事業として実施している人権啓発活動です。子どもたちが協力して花を育てる体験を通して、命の大切さを実感し、豊かな心を育むとともに、優しさと思いやりの心を体得することを目的としています。市では6年ぶりの実施となりました。

子どもたちは、優しく土をほぐしたり、苗に土を寄せたりしながら、ガザニアとメランポジウムの花を植え、人権擁護委員から、相手を尊重し、命を大切にする「ほかほか言葉」と相手を嫌な気持ちにさせる「ちくちく言葉」の話を聞きました。

## 人権の花運動

ほかほか言葉を使いましょう

大切に育てるよ

みんなで仲良くするよ



東保育所



相の原保育所



西保育所



▲人権イメージキャラクター「じんけん まもる君」「人KENあゆみちゃん」、人権擁護委員と子どもたち

お花を大切にするように、周りの人や友だちを大切にしてほしい

## 人権擁護委員 ～あなたの街の相談パートナー～

6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせて、人権擁護委員が市役所で特設人権相談を、フーズガーデン玉浦食彩館で啓発活動を行いました。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。毎年、市内小・中学校で「人権教室」も開催しています。

いじめ、差別、ハラスメントなど、困ったことがあったら、一人で悩まず気軽にご相談ください。(24ページに関連記事)

秘密は守ります

相談は無料です

問/まちづくり政策課 (☎23-0334)



▲パンフレットや啓発グッズを配り、人権の大切さを伝えました